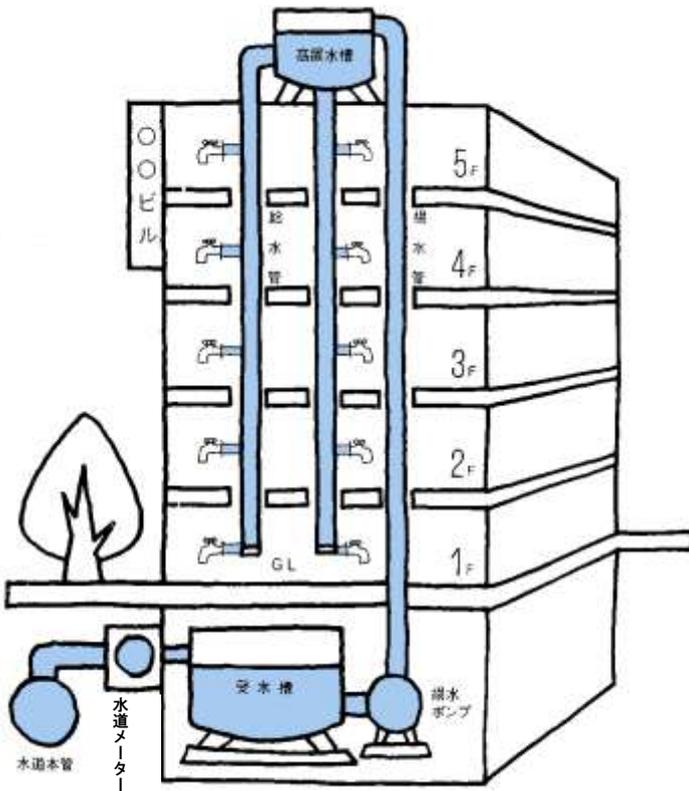


簡易専用水道の衛生管理

—あなたの飲み水・安全ですか？—



簡易専用水道とは？

市町村の水道から供給される水だけを受水槽に溜めて給水している施設で、**受水槽の有効容量(※)が10m³を超えるもの**を「簡易専用水道」といいます。

(水道法第3条第7項)

※有効容量とは、受水槽そのものの容積ではなく、水槽内の最低水位と最高水位の間の水量のことです。高置水槽の水量は含みません。

※工場などに設置されているものであって、まったく飲み水として使用しない水槽は10m³を超えていても簡易専用水道には該当しません。

※受水槽の有効容量が100m³を超える場合は、専用水道として別の規制を受けることがあります。

届出は必要？

新たに簡易専用水道を設置した場合には、保健所に**設置届**を提出する必要があります。また、届出内容に変更が生じた場合には**変更届**、施設を廃止した場合には**廃止届**の提出が必要です。(有効容量の変更によって、新たに簡易専用水道に該当することとなった場合は設置届を、簡易専用水道に該当しなくなった場合には廃止届を提出する必要があります。)

なお、盛岡市内の簡易専用水道については、盛岡市保健所生活衛生課(生活衛生担当)の窓口にて届出を行うこととなります。

届出様式はどこにあるの？

盛岡市ホームページで各届出様式をダウンロードすることができます。

【ダウンロード先 URL】

<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/hoken/hokenjo/1015163/1015222.html>

または、盛岡市ホームページで、広報ID【1015222】を入力してください。

【お問い合わせ先】

盛岡市保健所 生活衛生課(生活衛生担当)

〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所 5階

電話：019-603-8310 ファクス：019-654-5665

電子メールアドレス：seikatsueisei@city.morioka.iwate.jp

簡易専用水道の管理方法とは？

1 簡易専用水道検査機関による法定検査を受ける義務があります

設置者は毎年1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機関に依頼して、検査（有料）を受けなければなりません（水道法第34条の2第2項）。検査を受けない場合は、100万円以下の罰金に処せられることがあります（水道法第54条第8号）。

検査結果は、原則として検査機関から保健所にも報告されます。

【厚生労働大臣の登録を受けた検査機関】（検査を行う事業所の所在地が岩手県内の検査機関）

- ・株式会社江東微生物研究所（所在地：矢巾町流通センター南三丁目2番17号 電話：019-614-0127）
- ・株式会社大東環境科学（所在地：矢巾町大字広宮沢第1地割265番地 電話：019-698-2671）
- ・株式会社EYS（所在地：奥州市水沢字高屋敷24番地1 電話：0197-24-4244）
- ・一般財団法人岩手県薬剤師会検査センター（所在地：盛岡市上堂三丁目17番37号 電話：019-641-4401）

※ 令和5年4月1日現在。

2 設置する際に注意すること

簡易専用水道を設置する際は、汚染を防ぐような構造とする必要があります。例えば、給水口やオーバーフロー管の吐水口空間確保や防虫網の設置、適切な有効容量の設定などが挙げられます。不明な点は盛岡市保健所又は盛岡市上下水道局給排水課（019-623-1411）に相談してください。

3 日常的な管理

設置者は、施設を衛生的に管理する責任があります。

① 貯水槽の清掃（水道法施行規則第55条第1号）

受水槽及び高置水槽については、1年以内ごとに1回、定期的に清掃することが義務付けられています。

② 施設の点検（水道法施行規則第55条第2号）

水が汚染されることを防ぐため、月1回を目安に施設の点検を行い、不備があれば改善してください。なお、地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検してください。

水槽周辺に異常はないか。整理整頓されており衛生的か。	水槽の破損はないか。亀裂はないか。
マンホールはしっかりと密閉されているか。施錠されているか。	水槽内部に異物の混入はないか。
オーバーフロー管、通気管の防虫網は破れていないか。	

③ 水質検査

残留塩素を週1回測定し、0.1mg/L以上あることを確認してください。また、透明なガラスコップに水を採り、水の色、濁り、臭い及び味などに異常がないかを確認しながら使用しましょう。

④ 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録及び水質検査記録等の管理の記録は5年間保存しましょう。施設の図面や過去の管理記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。

汚染事故が起きたら

水質に異常があるとわかったときは、次のような措置をとることが義務づけられています（水道法施行規則第55条第3号、第4号）。

1 水質に異常を認めたとときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。

2 給水する水が人の健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止し、使用者などに周知する。

水質の異常や事故が発生した場合は速やかに盛岡市保健所及び盛岡市上下水道局に連絡し、その指示に従ってください。